

## 国内募集型企画旅行条件書

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び旅行契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。お申込みに際しては、本旅行条件書を十分にご確認のうえ、本募集型企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願いいたします。

### 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般社団法人奄美群島観光物産協会（以下「当協会」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当協会は、お客様が当協会の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 2. 旅行の申し込み方法

- (1) 当協会所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。また、本項（3）に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上 15万円未満
申込金 (おひとり)	5,000円以上	10,000円以上	20,000円以上	旅行代金の20% 以上

ただし、別途ホームページ、パンフレット等に申込金の記載がある場合は、その定めるところによります。

※上表内の「旅行代金」とは第7項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2) 当協会は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当協会は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、本項（1）の申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位

によることとなります。

(5) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

(6) 団体・グループ契約

①当協会は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項②～⑤の規程を適用します。

②当協会は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

③契約責任者は、当協会が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

④当協会は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

⑤当協会は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

### 3. ウェイティングの取扱い

(1) お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当協会は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当協会は申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておりません。なお、「当協会がお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当協会は当該申込金相当額を払戻しいたします。

(2) 本項(1)の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当協会がおお客様の申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3) お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

### 4. 申込条件

(1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技

能、その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。

- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当協会からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (4) 当協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (5) 当協会は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当協会が指定する期日までに当協会が指定する方法で支払わなければなりません。
- (6) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
- (7) 当協会は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

③お客様が当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- (8) その他当協会の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

## 5. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）の交付

- (1) 当協会は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない

場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。

- (3) 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当協会は手配状況についてご説明いたします。
- (4) 当協会が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の旅程表（確定書面）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

## 6. 旅行代金のお支払い期日

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。ただし、基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当協会が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 7. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第14項(1)の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。）、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。  
上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- (2) クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・

#### サービス料

- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4) 1人部屋を使用される場合の追加料金
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）
- (7) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (8) ホームページ、パンフレット等に記載の基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- (9) 傷害・疾病に関する医療費

#### 10. 旅行契約内容の変更

当協会は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

#### 11. 旅行代金の額の変更

当協会は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当協会は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当協会はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 当協会は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することが

あります。

## 12. お客様の交替

- (1) お客様は、当協会の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当協会所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当協会の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとし、なお、当協会は交替をお断りする場合があります。

## 13. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

- (1) お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表1 取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行 (夜行含む)
①21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日前に当たる日以降の解除 (③～⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日前に当たる日以降の解除 (④～⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除 (⑤～⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

- (2) お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- ①第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第24項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- ②第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる

可能性が極めて大きいとき。

④当協会がお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。

⑤当協会の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(3) 当協会は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

(4) 当協会は本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

#### 14. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

(1) 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当協会は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当協会の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

#### 15. 当協会による旅行契約の解除（旅行開始前）

(1) お客様が当協会所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当協会は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第13項(1)表1に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当協会は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

①お客様が、当協会があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当協会が認めるとき。

③お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

④お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

⑤スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結

の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

⑥天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑦お客さまが第4項（7）①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

#### 15. 当協会による旅行契約の解除（旅行開始後）

（1）当協会は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当協会が認めるとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

④お客さまが第4項（7）②から④のいずれかに該当することが判明したとき。

（2）本項（1）により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当協会は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当協会が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

（3）本項（1）①、③により、当協会が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

（4）集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

#### 17. 取消料

（1）旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、第13項（1）表1に定める取消料をお支払いいただきます。

（2）貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。

（3）当協会の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も第13項（1）表1に定める取消料をお支払いいただきます。

#### 18. 旅行代金の払戻し

当協会は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項、第14項、第15項及

び第16項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

#### 19. 旅程管理

当協会は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当協会がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

#### 20. 添乗員等

- (1) 当協会は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第19項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、ホームページ、パンフレット等に明示してあります。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。
- (5) 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については、添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。）
- (6) コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。

#### 21. 当協会の責任及び免責事項

- (1) 当協会は、旅行契約の履行に当たって、当協会又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起

算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。

- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当協会の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項（1）の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) お荷物の損害については、本項（1）の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当協会の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

## 22. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を被ったときは、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 23. 特別補償

- (1) 当協会は、第21項に基づく当協会の責任が生じるか否かを問わず、当協会の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。
- (2) 当協会が、第21項（1）の責任を負うことになったときは、この補償金は、当協会が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当協会は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (5) 当協会の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) ただし、日程表において、当協会の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

#### 24. 旅程保証

(1) 当協会は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について、当協会に第21項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

##### ①次に掲げる事由による変更

(ア) 天災地変

(イ) 戦乱

(ウ) 暴動

(エ) 官公署の命令

(オ) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

(カ) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

(キ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2) 第13項から第16項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

(3) 当協会が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当協会は、変更補償金を支払いません。

(4) 当協会が、本項（1）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第21項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当協会に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当協会が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(5) 当協会は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

表2 変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

## 25. その他

### (1) お買物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当協会では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当協会では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

### (2) 国内旅行保険について

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当協会の係員にお問合わせください。

### (3) 当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

### (4) 本条件書に定めのない事項は当協会募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。当協会旅行業約款は、当協会ホームページ <https://goontoamami.jp/>からもご覧になれます。

### (5) 本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当協会が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。

### (6) 個人情報の取扱いについて

①当協会は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

②当協会は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当協会が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

③当協会は当協会が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために利用させていただきます。当協会が利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

④上記のほか、当協会の個人情報の取り扱いに関する方針については、当協会ホームページのプライバシーポリシーをご確認ください。

## 26. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2023年10月を基準としています。旅行代金算出の基準日はホームページ、パンフレット毎に記載しています。

■旅行企画実施／申込み・問い合わせ先・お客様相談窓口

一般社団法人奄美群島観光物産協会 本社営業所

電話：0997-58-4888 FAX：0997-52-9618 Email:info@gntamami.jp

営業時間：月～金曜日 8:30～17:00（土・日曜、祝日、年末年始休業）

住所：鹿児島県奄美市名瀬港町15-1 絢会館7階

鹿児島県知事登録旅行業 第2-239号（（一社）全国旅行業協会会員）

国内旅行業務取扱管理者 山下久美子

※旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。